平成２１年（フ）第１８２号
青森県八戸市大字尻内町字矢沢46番地１　シティコーポミウラ201
債務者　小泉　利行
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
青森県八戸市桜ヶ丘３丁目12番５号　桜ヶ丘グリーンハイツ１号
債務者　鳩　絵里香
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
青森県三戸郡南部町大字坪渡字平24番地63、前住所青森県八戸市江陽５丁目21番３号
債務者　内沢　幸佳
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
千葉県八街市八街ろ183番地90　ハイツアメニティ203
債務者　及川　信勝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２４０号
千葉県印西市木下南２丁目11番地９　ルーラル106号
債務者　広瀬　正弘
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２５１号
千葉県成田市玉造２丁目26番地105、住民票上の住所埼玉県羽生市南６丁目15番地２
債務者　対馬　智重
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２６６号
千葉県成田市囲護台1251番地30
債務者　井上　響子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２８２号
千葉県四街道市和良比951番地323
債務者　宮崎香代子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９６号
神奈川県平塚市御殿３丁目17番30―303号　プラザ御殿、前住所神奈川県平塚市諏訪町９番１―509号　平塚グリーンマンション
債務者　茂木　　昭
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０４号
神奈川県南足柄市駒形新宿92番地１　エミネンス・ハナＡ102
債務者　波多野仁史
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０５号
神奈川県南足柄市駒形新宿92番地１　エミネンス・ハナＡ102
債務者　波多野成代（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５４９号
神奈川県小田原市久野4009番地の２
債務者　山崎　桂一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１５０１号
名古屋市中区千代田３丁目14―７　ベレーサ鶴舞公園507、住民票上の住所新潟市北区つくし野２丁目15番28号
債務者　佐藤　摩耶
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８８号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田255番地
債務者　小池　博志
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０４号
名古屋市南区六条町４丁目８番地　スカイマンション松原103号
債務者　丹羽　昭人
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７７５号
名古屋市北区天道町１丁目13番地の１　第２コーポ天道２Ａ号
債務者　朝倉　亮子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５１号
名古屋市港区いろは町２丁目62番地の１　スペリアいろは公園902号
債務者　勝見　　馨
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部